

～ 滋賀県「発酵産業」成長促進化プロジェクト事業 ～

1

補助対象者

本補助金の補助対象者は、県内外の企業、団体等です。

2

補助対象事業

補助金交付決定後に着手する、発酵産業の成長を促進する次の3つの取組。

①商品・サービス開発 ②認知拡大・販路拡大 ③学びの推進

3

補助額

補助率 : 補助対象経費の2分の1以内
補助限度額 : 1件あたり100万円以内
交付決定下限額 : 50万円

(例)
事業費が150万円の場合、補助率2分の1以内
のため補助金額は75万円となります。
事業者様の負担額は75万円です。

4

補助対象経費

補助対象となる経費は、本事業の対象として明確に区分できるものであり、また、その経費の必要性及び金額の妥当性を証拠書類によって明確に確認できる経費です。(広告宣伝費、調査費、通信運搬費、専謝金、旅費等)

5

申請方法・受付期間

申請方式 : 郵送のみ
受付期間 : 令和3年5月11日(火)～6月1日(火)正午
様式は県HPに掲載しております。(https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/syougyou/)

6

留意事項

- 提出いただいた事業計画を県庁内に設置する審査会で審査し、より優れた事業提案を採択します。審査により、採択されない場合もあります。
- 事業期間は令和3年6月中旬頃から令和4年1月31日までとなります。